令和７年狛江市教育委員会第１回臨時会会議録

日　　時　　令和７年３月 28 日（金）９:30～10：50

場　　所　　狛江市役所４階特別会議室

出席委員　　教育長　柏原 聖子

委　　員　　斉藤 茂好・佐伯 英徳・小川 敦子・森 昌子

事務局　（議案説明者）

教育部長　波瀬 公一	教育部理事(兼)指導室長　松岡 弘悟
教育部調整担当理事　上田 智弘	学校教育課長　浅井 信治
教育支援課長　中村 貞夫	社会教育課長　金築 宏美
公民館長　瀧川 直樹	統括指導主事　柳田 裕司

傍　　聴　　１名

１　付議案件

（１）　議案第９号
狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

（２）　議案第 10 号
狛江市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則

（３）　議案第 11 号
狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（４）　議案第 12 号
狛江市文化財保護条例施行規則の全部を改正する規則

（５）　議案第 13 号
狛江市社会教育関係委員の身分証明書発行に関する規則の一部を改正する規則

（６）　議案第 14 号
狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱及び狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱

（７）　議案第 15 号
狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

（８）　議案第 16 号
狛江市教育相談室運営要綱の一部を改正する要綱

（９）　議案第 17 号
狛江市就学支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱

(10)　議案第 18 号
狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(11)　議案第 19 号
狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱

(12)　議案第 20 号
狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会設置要綱を廃止する要綱

(13)　議案第 21 号
狛江市文化財公開謝礼金支給要綱
(14)　議案第 22 号
狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱
(15)　議案第 23 号
狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
(16)　議案第 24 号
狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱
(17)　議案第 25 号
狛江市社会教育関係委員の委嘱及び任命について
(18)　議案第 26 号
こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱及び任命について

２　報告案件

－議会報告－

な　　し

－行政報告－

な　　し

－事務報告－

（１）　令和６年度学校プール民間施設等活用試行実施委託結果について
（２）　令和６年度狛江市立学校第三者評価委員会報告書について
（３）　狛江市歴史的公文書に係る選別基準について
（４）　公共施設利用団体登録要件の整理、施設予約の運用整理の考え方及び施設予約システムリプレイススケジュールについて

３　追加報告案件

－事務報告－

（１）　狛江市コミュニティ・スクールにおける中学校区ゾーンの学校管理職兼務発令について

教育長　　ただいまから、令和７年狛江市教育委員会第１回臨時会を開会します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第 29 条」の規定により、「森委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（１）議案第９号「狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」及び付議案件（６）議案第 14 号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱及び狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱」は、関連する事項ですので、一括して審議します。

本件は、令和７年４月１日付け組織改正に伴い、所要の改正を行うものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長　　まず、議案第９号「狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」は、令和７年４月１日付け組織改正に伴い、教育委員会事務局に教育政策監が配置され、学校教育課に教育政策係が設置されることとなったため、所要の改正を行うものです。改正の内容としては、教育政策監の配置について条文を追加するとともに、別表第１及び別表第２の学校教育課の欄に教育政策係を追加し、別表第２に教育政策係の分掌事務内容を規定するものです。なお、教育政策係の分掌事務は、GIGAスクールに関すること、部活動の地域移行に関すること、教職員の働き方改革に関すること、コミュニティ・スクールに関すること及び地域学校協働活動に関することとなります。

次に、議案第14号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱及び狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱」は、本組織改正に伴い、関連する要綱の改正を行うものです。地域学校協働活動、部活動の地域移行について、分掌事務が学校教育課教育政策係に移行されるため、その庶務等について、社会教育課及び指導室から学校教育課に改正します。また、地域学校協働活動推進事業における学習支援員の謝礼金については、近年、最低賃金が上昇していることから、謝礼金上限額の１時間あたりの額を見直すものです。

なお、本規則及び本要綱は、令和７年４月１日から施行します。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

佐伯委員　　新たに設置される教育政策係の分掌事務に GIGA スクールに関することが明記され、これは非常に重要なことであり、とても期待しています。これまで狛江市が先駆けて GIGA スクールを推進してきましたが、その中で細かいことを含め課題はあると思います。課題の整理と認識はどのようになっているのか、また、今後、特に教育 DX の効率化に向けてどのようなことを考えているのか、教えてください。

指導室長　　GIGA スクールは様々な課題がありますが、今年度、子どもたちの学習支援ツールとして、情報共有ができるデジタル・ドリルをトライアルで実施しました。次年度、それを導入する形で進めています。校務支援システム等については、まだ課題が多くありますが、どの学校においても校務支援システムの共同調達等に向けての検討を進めているところです。そちらの状況も確認しながら、狛江市としてどのように捉えていくのか、検討を進めていきたいと考えています。

教育長　　他にはいかがでしょうか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（１）議案第９号「狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」及び付議案件（６）議案第 14 号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱及び狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（１）議案第９号及び付議案件（６）議案第14号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（２）議案第10号「狛江市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則」について、審議します。本件は、狛江市奨学資金支給条例を廃止する条例が可決されたことに伴い、本規則を廃止するものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長　奨学資金支給事業は、経済的な理由によって学校教育法第１条に定める高等学校等への就学が困難な方に、就学上必要な学資金を支給することをもって有用な人材を育成することを目的として制度化されました。

しかし、平成22年度の公立高等学校の授業料無償化や高等学校等就学支援金制度の創設を始めとして、高等学校等の就学支援に関する国や都の制度が充実したため、この事業の果たす役割は終了したものと判断し、令和７年狛江市議会第１回定例会において、市長から狛江市奨学資金支給条例を廃止する条例が提案されました。３月26日に開催された本会議最終日において、本条例が議決されたことに伴い、本規則を廃止するものです。なお、本規則は、公布の日から施行します。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（２）議案第10号「狛江市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則」について、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（２）議案第10号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（３）議案第11号「狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び付議案件（７）議案第15号「狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱」は、関連する事項ですので、一括して審議します。本件は、新年度予算の議決に伴い、学校給食費の単価及び給食代替者補助金の補助単価を改めるものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長　「狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、物価高騰の影響による食材価格の上昇に対応することを目的として、教職員等及び保護者の学校給食費の月額単価及び日額単価を改めるものです。

また、「狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱」は、令和７年度における食材料費の１食あたりの単価額の変更に伴い、狛江市立小中

学校給食代替者補助金の補助単価を同様の額に改めるものです。なお、本規則及び本要綱は、令和７年４月１日から施行します。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（３）議案第 11 号「狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び付議案件（７）議案第 15 号「狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（３）議案第11号及び付議案件（７）議案第15号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（４）議案第12号「狛江市文化財保護条例施行規則の全部を改正する規則」、付議案件（５）議案第13号「狛江市社会教育関係委員の身分証明書発行に関する規則の一部を改正する規則」、付議案件（13）議案第21号「狛江市文化財公開謝礼金支給要綱」、付議案件（14）議案第22号「狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱」、付議案件（15）議案第23号「狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱」及び付議案件（16）議案第24号「狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱」は、関連する事項ですので、一括して審議します。

本件は、狛江市文化財保護条例の全部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定める他、狛江市文化財専門委員を狛江市文化財保護審議会委員に改め、文化財の公開に対する謝礼金の支給に関して、また狛江市登録文化財の管理者に対する奨励金の交付について、必要な事項を定め、文化財保存事業費補助金の補助対象者、補助対象事業及び交付手続等について所要の改正を行うものです。詳細は、社会教育課長より説明します。

社会教育課長　　「狛江市文化財保護条例施行規則の全部を改正する規則」は、狛江市文化財保護条例の全部改正に伴い、同条例の施行に関して必要な事項を定めるものです。同条例の改正の内容に合わせて、規則を全体的に改めることになることから全部改正するものです。

「狛江市社会教育関係委員の身分証明書発行に関する規則の一部を改正する規則」は、狛江市文化財保護条例の全部改正に伴い、同規則第２条の「狛江市文化財専門委員」を「狛江市文化財保護審議会委員」と改めるものです。

「狛江市文化財公開謝礼金支給要綱」は、狛江市文化財保護条例第22条第５項の規定に基づく狛江市文化財公開謝礼金の支給に関して、必要な事項を定めるものです。具体的には、謝礼金の支給対象者を、市指定文化財及び市登録文化財の管理者で、教育委員会の行う公開の用に供するため文化財の提供を行った者又は教育委員会の求めに応じて文化財の公開を行った者とすること、謝礼金の額を、

市指定文化財にあっては１件あたり20,000円、市登録文化財にあっては１件あたり10,000円とすること等を規定するものです。

「狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱」は、狛江市文化財保護条例第15条の規定に基づく狛江市登録文化財保護奨励金の交付に関して、必要な事項を定めるものです。具体的には、奨励金の交付対象者を狛江市登録文化財の管理者とすること、交付対象事業を狛江市登録文化財の管理、保存、修理又は復旧を行う事業とすること、奨励金の交付額を文化財の種別ごとに定めること、奨励金の申請、請求及び交付に関する手続を規定し、様式を整理すること等となります。

「狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱」は、狛江市文化財保護条例の全部改正に伴い、同条例第９条第１項ただし書及び第２項並びに第21条第２項の規定に基づき交付する狛江市文化財保存事業費補助金について、補助対象者及び補助対象事業並びに交付手続等の整理を行い、その他文言の修正をするものです。

具体的には、補助の対象に同条例第21条第２項に基づく市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財並びに市登録無形文化財及び市登録無形民俗文化財の記録の作成及び保存に関する事業を加えること、申請手続を簡素化するため、補助金交付に関する手続の規定を整理すること、その他内容及び文言の修正を行い、様式を整理するものです。

「狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱」は、狛江市文化財保護条例の全部改正に伴い、狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱第３条の「狛江市文化財保護条例第３条に規定する文化財専門委員」を「狛江市文化財保護条例第29条に規定する狛江市文化財保護審議会委員」と改めるものです。

なお、全ての規則及び要綱は、令和７年４月１日から施行します。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

小川委員　　付議案件（13）議案第21号と付議案件（14）議案第22号の規定する文化財の公開に対する謝礼金及び登録文化財保護奨励金の金額について、謝礼金は市指定文化財20,000円、市登録文化財10,000円、保護奨励金は10,000円から50,000円の金額が設定されていますが、金額を定めるに当たり、参考にした基準などがあれば教えてください。

社会教育課長　　奨励金等については、近隣自治体の基準を参考にしました。

教育長　　他になければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（４）議案第12号「狛江市文化財保護条例施行規則の全部を改正する規則」、付議案件（５）議案第13号「狛江市社会教育関係委員の身分証明書発行に関する規則の一部を改正する規則」、付議案件（13）議案第21号「狛江市文化財公開謝礼金支給要綱」、付議案件（14）議案第22号「狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱」、付議案件（15）議案第23号「狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱」及び付議案件（16）議案第24号「狛江市古墳保存

整備検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（４）議案第12号、付議案件（５）議案第13号、付議案件（13）議案第21号、付議案件（14）議案第22号、付議案件（15）議案第23号及び付議案件（16）議案第24号は「可決」されましたので、承認します。

次に付議案件（８）議案第16号「狛江市教育相談室運営要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、現行の国及び東京都の統計調査項目に合わせて様式の一部を改正することに伴い、所要の改正を行うものです。詳細は、教育支援課長より説明します。

教育支援課長　本件は、教育相談室における相談種別を細分化し、現行の国及び東京都の統計調査項目と合わせることにより、統計業務を効率化するため、様式等の一部を改正するとともに、その他文言整理を行うものです。なお、本要綱は令和７年４月１日から施行します。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（８）議案第 16 号「狛江市教育相談室運営要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（８）議案第16号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（９）議案第17号「狛江市就学支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、狛江市就学支援委員会の委員を新たに追加することに伴い、所要の改正を行うものです。詳細は、教育支援課長より説明します。

教育支援課長　本件は、狛江市就学支援委員会に新たに心理の資格を有する者を追加することに伴い、規定の一部を改正するものです。就学支援委員会は、これまで心理の資格を有する教育支援センターの専門教育相談員が、その役割を兼ねていましたが、客観性を担保するため、新たに心理の資格を有する者を配置できるよう改正するものです。なお、本要綱は令和７年４月１日から施行します。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（９）議案第 17 号「狛江市就学支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（９）議案第17号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（10）議案第18号「狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金に関し、複数人が乗車する場合の規定を整理することに伴い、所要の改正を行うものです。詳細は、教育支援課長より説明します。

教育支援課長　狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金は、特別支援学級への通学に係る経費の一部を補助することを目的としたもので、１台の車両に複数の児童が乗車する場合の規定を整理したことに伴い、規定の一部を改正するものです。なお、本要綱は令和７年４月１日から施行します。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（10）議案第 18 号「狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（10）議案第18号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（11）議案第19号「狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱」について、審議します。本件は、狛江第一中学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校に校内教育支援センターを設置し、運営するに当たり、必要な事項を定めるものです。詳細は、教育支援課長より説明します。

教育支援課長　本件については、不登校から学校復帰する段階にある生徒等や登校できるものの教室に入ることができない状態にある生徒等に対し、学校内で安心できる場を提供し、学びの継続と自立に向けた成長を促すことを目的に、狛江第一中学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校に校内教育支援センターを設置するものです。運営に当たっては、学校法人と連携しながら、生徒等を適切に支援及び指導できる人材を配置し、学習支援・補助及び見守り、小学校へのアウトリーチ支援、各設置校のセンター間における連携及び情報共有等を行います。なお、本要綱は、令和７年４月１日から施行します。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

小川委員　　今の補足説明で、校内教育支援センターは不登校から学校復帰する段階にある生徒などを対象としており、不登校対策として設置するものと認識しました。この校内教育支援センターと、これまで取り組んできた「校内別室指導支援員配置事業」との違いや関連について、教えてください。

教育支援課長　校内別指導支援員配置事業は、学校内に安心感と充実感を得られる教室以外の場所を設置し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒一人ひとりの状況に応じて、校内別室指導支援員が各学校における校内生活の支援を行うことを目的としたものです。一方で、校内教育支援センターは、学びの継続につなげることを主な目的とし、設置校での支援のみならず、小学校へのアウトリーチなど、中学校区ごとのゾーンにおける一体的な不登校支援を想定しています。

小川委員　　校内教育支援センターは、より幅広い不登校支援につながるものと理解しました。また中学校区ごとのゾーンでの小中一体的な不登校支援を想定しているとのことですが、資料には狛江第一中学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校に設置すると書いてあります。狛江第四中学校には設置しないのでしょうか。

教育支援課長　狛江第四中学校については、令和６年度に校内別指導支援員配置事業を開始しています。東京都の補助事業は２年間活用できることから、令和７年度も継続して当該事業を実施します。

小川委員　　令和７年度までは校内別室指導支援員配置事業を継続し、令和８年度以降は校内教育支援センターを設置できるよう取り組んでいくということで理解しました。校内教育支援センターの運用ルールがあれば教えてください。

教育支援課長　不登校生徒等の学びの継続といった校内教育支援センターの設置目的に沿った形で、まずは各学校の実情に応じて運用いただくことを想定しています。

小川委員　　各学校において様々な課題を抱えていると思いますので、是非よろしくお願いいたします。

佐伯委員　　校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱第２条、センターの運営の一部を委託することができるとありますが、委託先について、具体的にどのように考えているのか伺います。

教育支援課長　委託先については、不登校対策に知見のある学校法人に依頼していきたいと考えています。

佐伯委員　　要綱第４条、校内教育支援センター支援員を配置するとありますが、これまで

配置をしていた校内別室指導支援員との違いはあるのでしょうか。

教育支援課長　校内教育支援センターは、会計年度任用職員としての身分で配置する予定です。

佐伯委員　現時点で狛江第四中学校に配置している校内別室指導支援員への謝礼は、会計年度任用職員になることによって変わってくるということでしょうか。

教育支援課長　現状の校内別室指導支援員については、「謝礼」として支払いをしていますが、校内教育支援センターについては、会計年度任用職員のため、「報酬」として支払うこととなります。

教育長　他になければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。
付議案件（11）議案第19号「狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長　挙手全員と認めます。よって、付議案件（11）議案第19号は「可決」されましたので、承認します。
付議案件（12）議案第20号「狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会設置要綱を廃止する要綱」について、審議します。本件は、狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会の設置目的である調査・研究について、狛江市社会教育委員の会議において対応しているため、本要綱を廃止するものです。詳細は、社会教育課長より説明します。

社会教育課長　狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会は、生涯学習社会における社会教育の充実を図り、新たな状況に対応すべく調査・研究を行うことを目的としておりますが、現在、社会教育委員の会議において生涯学習を含めた社会教育について調査・研究を行っていることから、本要綱を廃止するものです。なお、本要綱は、公布の日から施行します。

教育長　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

森委員　狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会は、生涯学習社会における社会教育の充実を図るために設置された会議だと伺っています。生涯学習社会についての調査研究を狛江市社会教育委員の会議において対応しているとのことですが、具体的にどのように進めているのか教えてください。

社会教育課長　社会教育委員の会議は約２か月に１回会議を開催し、社会教育のあり方を考える上で、広く生涯学習についても調査研究を行っています。令和２年度には「狛江市社会教育関係団体のあり方について～生涯学習社会の実現に向け～」という

答申をいただいていますが、今年度も近隣自治体の施設の視察を行うなど、引き続き検討を重ねています。

森委員　　近隣自治体の施設の視察を行ったりしているとのことですが、例えばどんな生涯学習施設を視察しているのか教えてください。

社会教育課長　今年度は調布市の大町スポーツ施設及び調和小学校を視察し、運営を行っている総合型地域スポーツ・文化クラブの特定非営利活動法人調和 SHC 倶楽部から、設立から今日までの取組や、事業内容についてお話を伺いました。

森委員　　今年度策定された第４期狛江市教育振興基本計画においても、「すべての市民が生涯を通じて学び、活動ができる創造的な空間づくりと持続可能な社会教育システムの構築を進める」とありましたので、是非今後とも狛江市にとって最適な社会教育のあり方と、生涯学習の研究を進めていただければと思います。

教育長　　他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（12）議案第 20 号「狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会設置要綱を廃止する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（12）議案第20号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（17）議案第25号「狛江市社会教育関係委員の委嘱及び任命について」、審議します。本件は、社会教育関係委員の任期満了に伴い、委員の委嘱及び任命を行うものです。詳細は、社会教育課長より説明します。

社会教育課長　本件は、令和７年３月31日を以て社会教育関係委員の任期が終了することにより、新たに委員の委嘱及び任命をお願いするものです。

狛江市社会教育委員は、社会教育法第15条及び狛江市社会教育委員の設置に関する条例に基づき、委員の委嘱をお願いするものです。委員の定数は条例第３条に10人以内という規定がありますので、資料のとおり７人の委員に加え、学校教育関係者１人及び無作為抽出による市民委員２人の計10人となります。

狛江市スポーツ推進審議会委員は、スポーツ基本法第31条及び狛江市スポーツ推進審議会条例に基づき、委員の委嘱をお願いするものです。条例第３条により定数は10人以内と規定されていますので、資料のとおり８人の委員に加え、学校教育関係者２人の計10人となります。

狛江市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条及び狛江市スポーツ推進委員の設置に関する規則に基づき、委員の委嘱をお願いするものです。委員の定数は規則第３条により定数は20人以内と規定されていますが、資料のとおりの11人

となります。
狛江市文化財保護審議会委員は、全部改正後の狛江市文化財保護条例第30条の規定により委員の委嘱をお願いするものです。委員の定数は同条例第29条により10人以内と規定されていますが、資料のとおり５人となります。
狛江市立古民家園運営評議会委員は、狛江市立古民家園条例施行規則第４条の規定により評議会委員の委嘱をお願いするものです。委員の定数は施行規則第４条第２項により５人以内と規定されていますので、資料のとおり５人となります。
狛江市立公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条第１項及び狛江市立公民館条例第５条第２項の規定に基づき委員の委嘱をお願いするものです。条例第５条第３項により定数は10人以内と規定されており、資料のとおり７人の委員に加え、学校教育関係者１名の計８人となります。
狛江市立図書館協議会委員は、図書館法第15条及び狛江市立図書館設置条例第３条第２項の規定に基づき、委員の任命をお願いするものです。委員の定数は条例第３条第３項により定数は10人以内と規定されており、資料のとおり９人の委員に加え、学校教育関係者１人の計10人となります。
なお、全ての委員について、任期は令和７年４月１日から令和９年３月31日となります。
学校教育関係者として委嘱又は任命をお願いするものについては、校長会もしくは副校長会で推薦をいただいた後、改めて付議をさせていただきます。また、調整中の委員についても、決定次第改めて付議させていただきます。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。
付議案件（17）議案第 25 号「狛江市社会教育関係委員の委嘱及び任命について」、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（17）議案第25号は「可決」されましたので、承認します。
次に、付議案件（18）議案第26号「こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱及び任命について」、審議します。本件は、狛江市こまえ市民大学運営委員会設置要綱第３条に基づき、委員の委嘱及び任命を行うものです。詳細は、公民館長より説明します。

公民館長　　本件は、令和７年３月31日をもって、現委員の任期が満了することから、こまえ市民大学運営委員会設置要綱に基づき、新たに委員の委嘱及び任命をお願いするものです。
次期の委員については、資料のとおり学識経験者１人、公募委員５人、指名委員３人の計９人となっております。任期は令和７年４月１日から令和９年３月31日までの２年になります。なお、公募委員については、５名の方の応募があり、

こまえ市民大学運営委員会公募委員選考要領に基づき選考し、５名全員を選考しました。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（18）議案第 26 号「こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱及び任命について」、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（18）議案第26号は「可決」されましたので、承認します。

次に、事務報告１「令和６年度学校プール民間施設等活用試行実施委託結果について」、報告を求めます。

学校教育課長　本件は、令和６年11月の定例会において報告しておりますが、今後の実施も含め資料としてまとめましたので、改めて報告します。

本事業は、民間施設の屋内プールを活用することで年間を通じて水泳授業が可能であるといったメリットをはじめ、水道代や経年による設備の老朽化に伴う修繕費用などの維持管理の問題や、昨今の気温上昇に伴う熱中症や紫外線による健康リスクの懸念などを解消する目的で、今年度、試行実施したものです。狛江第一小学校の５年生と６年生及び和泉小学校の全学年を対象とし、１学年あたり５回の水泳指導とバスによる送迎を川崎市多摩区の民間事業者に委託し、狛江第一小学校は令和６年５月21日から６月14日まで、和泉小学校は６月18日から10月25日まで実施しました。

実施の効果として、健康・安全面では屋内プールで決まった日程どおり確実に水泳授業を行うことができ、紫外線等による健康へのリスクに対する懸念もなくなったこと、水泳指導では短期間で集中的かつ、児童の泳力に合わせた少人数での専門性の高い指導により、泳力向上につながったこと、教員負担では児童の活動を講師とともに評価することで、技能と資質の両面から客観的かつ合理的な評価ができ、また評価に要する時間短縮につながったこと、維持管理では民間プール委託の対象が全学年となり学校プールが利用されなくなった場合には、維持管理費の削減効果が見られるが、対象学年が限定的である場合は、削減効果の期待は難しいことなどが確認できました。

小学校校長会からは、教育課程の適正実施に向けて、外部委託により授業時数や児童の健康・安全面の確保による効果が大きいことが実証されたため、令和７年度から外部委託校拡大の意見が出されました。

今後の実施については、以下のとおり整理しました。

１、民間プール施設を活用した結果、健康・安全、水泳指導、教員負担の各方面についての効果が確認できたこと

２、維持管理面における費用対効果については、旧狛江第四小学校跡地に整備予

定の複合公共施設（室内温水プール）の利用をもって小学校の全校・全学年対応が完了した時点で効果が表れるものと考えること
３、令和７年度については、取組の効果等を鑑み、引き続き民間プール施設を活用することとし、対象学校を全市立小学校に拡充し、５・６年生を対象として試行事業を実施すること
４、中学校の対応については、令和７年度以降に検討することとし、今後の校舎建替え時にプール設置の有無を含めて検討すること
５、旧狛江第四小学校跡地整備基本計画に示されたとおり、温水プールの利用について、「小中学校での授業の利用」が想定された。当該計画の進捗状況を鑑み、当事業の方向性を今後も検討していくこと
　令和７年度も本事業を試行実施し、効果の検証を継続していきたいと考えています。

教育長　　次に、事務報告２「令和６年度狛江市立学校第三者評価委員会報告書について」、報告を求めます。

統括指導主事　第三者評価は、狛江市教育委員会が設置した狛江市立学校第三者評価委員会が、各小・中学校の学校運営全般について専門的・客観的立場から評価・検証し、その結果、得られた課題及び問題点を基に、学校に対し適切な支援・指導を行うことで、地域に根ざした魅力ある学校づくりに資する取組です。
　令和６年度の対象校は狛江第三小学校、狛江第六小学校、和泉小学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校でした。
　各学校の評価の観点については、報告書「項番２　令和６年度狛江市立学校第三者評価委員会の経過」を御確認ください。
　令和６年度の学校訪問については、これまで同様、委員が直接学校を訪問し、校長と質疑応答を行い、評価の観点に沿った授業観察を行った上で、評価をしました。
　報告書「項番９　総括」の（２）教育委員会の学校支援についての提言として、「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」についての本質的な理解について、経営計画の教員集団での共有及び理解について、学校の抱える本質的な課題について、学校経営の重点化及び整理について、主任教諭の効果的な育成及び活用について、教育委員会がリードすべきこと、支援すべきことの明確化についての６点の御指摘がありました。
　なお、令和６年度実施校には、評価結果を踏まえた令和７年度の学校経営計画を策定して学校経営の改善を図り、２年後の評価の際、推進されたことや改善点等が具体的に提示できるように指示をしています。
　令和７年度については、狛江第一小学校、狛江第五小学校、緑野小学校、狛江第一中学校、狛江第四中学校の５校を対象に本評価委員会を実施する予定です。
　なお、本報告書については、庁議報告後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、議会に報告します。

教育長　　次に、事務報告３「狛江市歴史的公文書に係る選別基準について」、報告を求めます。

社会教育課長　本件は、狛江市文書管理規則第66条の規定する保存期間が満了した文書類のうち、歴史的価値があると認められるものについて、その選別の基準を定めるものです。この基準に基づき、文書担当課長又は各主管課長が選別した文書類は、社会教育課長へ移管されることになります。本基準は、令和７年２月18日付けで適用します。

教育長　　次に、事務報告４「公共施設利用団体登録要件の整理、施設予約の運用整理の考え方及び施設予約システムリプレイススケジュールについて」、報告を求めます。

公民館長　　市民が団体活動等で利用できる公民館、体育施設、地域センター等は、予約を取りづらいという声がある一方で、施設や部屋によっては利用率に余裕がある状況を踏まえつつ、登録要件の統一や運用方法等を整理するよう、市長から指示があり、システム更新に当たり、関係各部署で改めて検討しました。

まず、施設予約の運用整理の考え方について、各施設の利用団体が、従来の活動場所を確保できるよう「ホームグラウンド制度」を導入し優先予約ができるようにします。優先予約の抽選後は、ホームグラウンド以外の施設も予約を可能とし、施設の目的に合った利用は維持しつつ、空き施設を効率的に利用できるようにします。

なお、新施設予約システム導入後は、ホームグラウンドの抽選予約を利用月の２か月前に設定します。団体登録の整理に合わせて、施設予約システムをリプレイスします。公民館は令和７年11月利用分から先行して、その他施設は令和８年４月利用分から対応します。

次に、具体的な登録要件の整理について、団体登録は人数要件を３人と５人に整理する他、更新時期や代表者の条件等、基本的な項目を整理、統一します。あわせて、登録申請の提出書類等についても整理します。

また、従来の青少年育成団体と青少年団体、年少団体を青少年団体として整理し、施設使用料の半額免除等も継続します。

なお、登録要件の統一は、令和８年４月以降の登録から適用します。

最後に、スケジュールについては、団体登録の整理に合わせて、施設予約システムをリプレイスします。公民館は、市民センターのリニューアルオープンに対応するため11月利用分９月の予約から、その他施設は令和８年４月利用分２月の予約から新施設予約システムを導入します。

関係規則等の改正等については、整理した上で、改めて教育委員定例会に付議をさせていただきます。

教育長　　それでは、事務報告に対する質疑・意見を伺います。

小川委員　　事務報告１学校プール民間施設等活用について、令和７年度は対象学校を全市

立小学校に拡充し、５年生と６年生を対象として試行事業を実施されるとのことですが、令和６年度の試行事業で民間施設を利用した和泉小学校の低中学年の児童は、令和７年度は学校プールでの水泳授業が実施されるということでよろしいでしょうか。

学校教育課長　和泉小学校の５年生と６年生以外の児童については、学校プールで水泳授業を行います。

小川委員　和泉小学校の１年生から４年生の児童にとって、１年限りの実施となることは残念ですが、子どもたちが戸惑わないように、十分なケアをお願いします。

また、旧狛江第四小学校跡地の整備基本計画に示されている温水プールについて、小中学校での授業の利用も想定されているとありますが、将来的には全ての小中学校がこの温水プールを利用できるのでしょうか。

それから、中学生になると日焼けすることを気にしたり、水着になることをためらったりすることで見学する生徒が増えているという新聞記事を最近読みました。中学校における水泳指導の難しさを感じます。狛江市は多摩川に大変近いこともあり水泳の授業は必要であると考えますが、中学校における水泳指導の進め方を今後検討していく必要も出てくると思います。狛江市としてお考えがあれば教えてください。

学校教育課長　まず、旧狛江第四小学校跡地の温水プールについては、旧狛江第四小学校跡地整備基本計画策定委員会での検討を踏まえ、市が策定した旧狛江第四小学校跡地整備基本計画に基づき計画を進めています。また、教育委員会が策定した第４期狛江市教育振興基本計画において、今後、学校の適正規模・適正配置に関する議論を進めていく予定としています。そのため、プールを含めた学校のあり方について、長期的な視点を持って、総合的に検討していきたいと考えています。

斉藤委員　事務報告２について、「９　総括（１）学校経営の状況について」の４点目の項目に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を実現するための第一歩を踏み出している様子が見られた」との記載があります。具体的にどのような授業実践があったのでしょうか。

統括指導主事　個別最適な学びについては、学習を進めるに当たり、学習者自身が学習形態、学習方法、学習計画などを選択・決定できるようにしていた実践、振り返りを積み重ねることでメタ認知能力を発揮できるようにしていた実践等、学習者の主体性を生かした取組などがありました。

協働的な学びについては、協働的な学びの基盤となる良好な人間関係形成を図りながら、意見を述べ合い、自己理解や他者理解を深める活動や疑似体験を組み合わせたグループで協力して課題を解決していく実践、グループ内での合意形成を必要とする創作活動の実践などの取組がありました。

本委員会での授業観察だけでなく、指導室訪問をはじめとする学校訪問等にお

いても、各学校がICT機器を効果的に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を実現するための取組を推進していることが伺え、指導室としては学校への指導・助言を継続して行ってまいります。

斉藤委員　　「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な授業が求められていますが、これは容易なものではなく、学校も手探りで進めているのではないかと思います。一方で、評価委員会の方から報告書でこのようなコメントをいただいたことは大変有り難く有意義であり、更なる推進を期待しています。引き続き学校への支援をよろしくお願いします。

森委員　　事務報告４について、公共施設の利用の登録要件を整理し、施設予約システムを新しくするとのことですが、利用者の方にとっては、新しいシステムを使うことになり、最初は戸惑いもあると思います。これに対してどのようにサポートしていくのかお考えを教えてください。

公民館長　　施設予約システムの一元化により、地域・地区センターのシステムで予約が可能となるなど、利用団体の皆様の利便性の向上が期待できます。しかしながら、新システムの導入に当たり、これまでのシステムと使い勝手が違うところも出てきます。そのため、利用者が慣れるまでは、団体向けの説明会や、施設予約システムでの予約方法等を個別に相談できる機会を設けるなど、細かなサポートを実施していきたいと考えています。

森委員　　利用団体の方にとって場所の確保が課題になってくると思います。その中で、利用団体の方がスムーズに新しいシステムに慣れるようにサポートをお願いします。

教育長　　これで予定していた議事は全て終了となりますが、ここで当初予定の議事日程に報告事項を１件追加したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長　　それでは、報告事項を１件追加します。追加事務報告１「狛江市コミュニティ・スクールにおける中学校区ゾーンの学校管理職兼務発令について」、について、報告を求めます。

指導室長　　中学校区をゾーンとした狛江市独自のコミュニティ・スクール制度は、導入から３年が経過し、学校運営協議会の定期的な開催や授業参観、地域学校協働本部による授業支援等、各学校において着実な取組が推進されているところです。

今後の各ゾーンの充実と発展に向けて、令和７年度以降、小中連携の更なる強化を図る実施形態として、各ゾーン内において、学校管理職の兼務を発令することにより、小中学校の教育課程や教育活動のつながりをより一層もたせるために

導入してまいります。

教育長　　それでは、追加の事務報告に対する質疑・意見を伺います。

佐伯委員　　中学校区ゾーンの学校管理職の兼務発令はゾーンごとの充実と発展のためという説明でしたが、兼務発令によるメリットや効果について、具体的にどのように考えているのでしょうか。

指導室長　　兼務発令によって管理職が各ゾーンのそれぞれの学校の兼務になり、具体的な取組として、例えば中学校の校長が小学校で朝礼の講話をするなどが挙げられます。また、教育課程を編成するのは最終的には主に校長先生であり、各学校の教育課程をしっかり確認し、理解することが大切です。それが可能となることが兼務発令のメリットだと考えています。

佐伯委員　　校長の講話は具体的な取組としてあり、教育課程とのつながりという説明もわかりますが、兼務発令をしなければならないことに期待する効果について、説明してください。

指導室長　　中学校区ゾーンとしたコミュニティ・スクールの中で地域と共にある学校を目的としていますので、小学校の校長と中学校の校長はつながりがあることが、地域、保護者、そして児童・生徒を啓発し、認識してもらうためには大切ではないかと考えています。

教育長　　他になければ、以上をもちまして、令和７年狛江市教育委員会第１回臨時会を閉会します。